

日本の将来推計人口と福島県の未来

4月に国立社会保障・人口問題研究所から、「日本の将来推計人口」(この内容については、『財界ふくしま 8月号』小欄「青木会計代表の経営指標解説術」をご参照下さい。)が発表され、福島県の状況と突き合わせてみたのが下表です。

年齢別人口構成の変化が、経済に悪影響を及ぼす状態、つまり、15歳から64歳までの生産人口に対して、14歳まで及び65歳以上のいわゆる従属人口の増加率が高い状態となり、経済にマイナス作用することを「人口オーナス」と言います。(反対語:人口ボーナス 近年の新興国の急成長の背景とされています。)そこで、この従属人口を生産人口で割った係数(生産人一人当たりの従属人数)を「オーナス率」と呼ぶことにしてみます。国の機関が今般示したデータによれば、平成25年の国の実績でこの率は0.63ですが、福島県は震災前の平成22年で既に0.62と、国と比べてほぼ3年前倒しとなっています。更に7年後の平成29年は0.72まで上昇し震災前の約1.1倍ですが、国の平成52年までの

推計の約1.8倍のスピードで深刻化していることが解ります。このままの勢いで行くと、福島県は、今般の国の予測よりも12年前倒しで10年後の平成39年には、係数は0.86を超えてきます。避難指示解除地域においては、2割弱の住民が帰還の意向を示していますが、その6割超が60歳以上であること(復興庁公表)を考慮すれば、さらに前倒しとなるのかもしれない。

では、対応策はどうするか?一言でいえば、「量と質」の両方を上げることです。社会保障費を抑制する一方で、決してその質は下げない為に医療と介護の一日も早い効率化が必要になります。65歳以上の方々を「生産人口」として雇用する事。外国人労働者を積極的に受け入れ、単なる低コストの労働力として扱うのではなく、日本人と同等に処遇し、永住帰化を促すこと。欧米と比較して2割程度低い我が国の労働生産性を向上させるようなイノベーションをこの福島県で起こすこと。経営者がここでできること、なすべきことは山ほどあります。私たち青木会計グループの使命が、こうした経営者のご支援にあると思っています。皆さんはこのデータをどう見ますか?

日本の将来推計人口 (平成29年:国立社会保障・人口問題研究所)

国・推計	H25年	H52年	H72年	H77年
総人口(万人)	12,709	11,092	9,284	8,808
年少人口(~14歳)	1,595	1,194	951	898
老年人口(65歳~)	3,387	3,921	3,540	3,381
年少+老年(A)	4,982	5,115	4,491	4,279
生産人口(B)	7,728	5,978	4,793	4,529
A÷B=C	0.64	0.86	0.94	0.94
同上の増加率(%)	-	132.7%	109.5%	100.8%

C = 生産人一人当たりの従属人数

福島県の人口の推移 (福島県ホームページ)

福島県の推移	H17.05	H22.05	H29.05
総人口(人)	2,096,733	2,031,173	1,864,100
年少人口(~14歳)	310,856	280,859	221,736
老年人口(65歳~)	469,886	506,154	558,257
年少+老年(A)	780,742	787,013	779,993
生産人口(B)	1,315,991	1,244,160	1,084,107
A÷B=C	0.59	0.63	0.72
同上の増加率(%)	-	106.6%	113.7%

お仕事カレンダー

7月1日(土)	社会保険の算定基礎届の提出開始(7月10日まで) 所得税の予定納税額の減額申請開始(7月18日まで)
7月10日(月)	労働保険の年度更新・納付期限 社会保険の算定基礎届の提出期限 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付期限(6月分) 1月から6月分の源泉所得税の納付期限(納付の特例の適用を受けている場合) 一括有期事業開始届(建設業)の届出期限
7月18日(火)	所得税の予定納税額の減額申請期限
7月31日(月)	5月決算法人の申告・納税、11月決算法人の予定納税申告・納付期限 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) 2月・8月・11月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下) 所得税の予定納税額の納付(第1期分)期限



最長2歳までの延長が可能となる育児休業制度

育児・介護休業法については、今年1月に介護休業の分割取得などが含まれた改正法が施行されました。多くの企業が育児・介護休業規程の変更を行ったかと思いますが、10月には再度、改正が行われることが決定しています。

そこで、今回はこの10月に行われる法改正の内容を確認しておきます。

育児休業期間の延長

10月の改正で、実務上一番影響が大きいと考えられるものが育児休業期間の延長に関する事項です。

現在の育児休業は、原則、子が1歳に達するまで取得できることになっており、1歳になるまでに保育園に入園できない等の理由がある場合には、例外として子が1歳6ヶ月に達するまで延長できることになっています。

今回はこの延長について、1歳6ヶ月に達した以後も保育園に入園できない等の場合には、子が2歳に達するまで再度、

育児休業を延長できることとなります（左下図参照）。なお、雇用保険の育児休業給付もこれにあわせて延長できるようになります。

育児休業制度等の個別周知

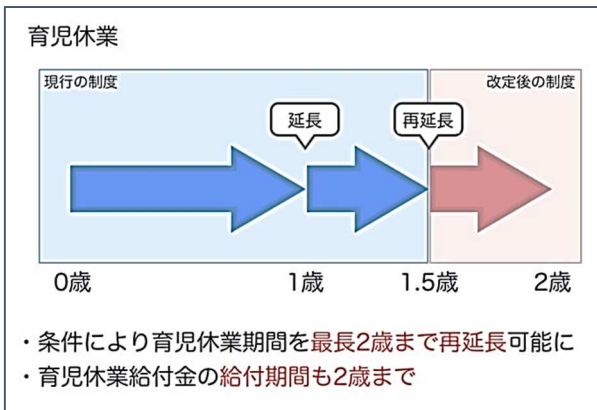
育児休業の制度自体はかなり広く知られるようになりましたが、育児休業を取得しなかった理由に関する調査結果を見ると、「職場が育児休業を取得しづらい雰囲気だった」という理由が一定数あるようです。そこで10月の改正では、従業員やその配偶者が妊娠・出産したことを会社が知った場合には、個別に育児休業等に関する制度（ ）をその従業員に知らせる努力義務が創設されました。なお、この取扱いは妊娠・出産のみではなく、家族を介護していることを会社が知った場合も同様とされています。

育児休業中・休業後の待遇や労働条件など

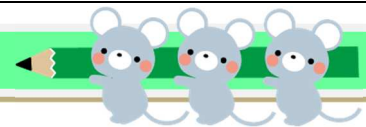
育児目的休暇の新設

社会において、男性の育児参加の重要性が高まっています。そこで10月の改正では、この促進のため、小学校入学前の子を育てている従業員に対し、子育てがしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇（育児目的休暇）の制度を設ける努力義務が創設されています。育児目的休暇の例としては、配偶者出産休暇、ファミリーフレンドリー休暇、子の行事参加のための休暇などがあります。

3つの改正はすべて平成29年10月1日施行です。今回の改正は、1月の改正に比べると小さなものにはなりますが、就業規則（育児・介護休業規程等）の変更が必要になってきます。



お 仕 事 備 忘 録



1. 所得税の予定納税額の減額申請

7月は所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税額の納付月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。

予定納税基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が15万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。この予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算されています。

2. 労働者死傷病（軽度）報告の提出

従業員が業務上の事故・疾病で1～3日休業した場合は、四半期ごとにまとめて所轄の労働基準監督署に届け出ます。7月末までに4月から6月分の報告を行います。休業が4日以上になった場合はその都度報告しなければいけません。

3. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

7月1日現在の従業員（提出すべき被保険者全員）の4～6月の報酬月額を「算定基礎届」により提出します。今年の提出期間は、7月1日から7月10日までです。